

「木造住宅耐震改修」補助金の流れ

(凡例)

申請者

建築指導課

1. 事前相談

- ・昭和56年5月31日以前に着工した、木造住宅が対象
- ・耐震診断を実施し、評点が1.0未満のもの

2. 見積り依頼

- ・補強設計、改修工事について見積り依頼

3. 補助金申請

提出書類

- 中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1号の2）
- 見積書の写し
- 付近見取図（地図）
- 概略平面図（改修前、改修後）
- 耐震診断結果報告書の写し（補強計画審査終了通知書及び報告書）
- 所有者を証明する書類の写し（下記のいずれか一つ）
（確認済証、全部事項証明書、固定資産税納税通知書など）
- 着工時期を証明する書類の写し（下記のいずれか一つ）
（確認済証、全部事項証明書、固定資産税納税通知書など）
- 工事工程表
- 外観写真
- 市税納付状況確認承諾書

4. 交付決定通知を送付

5. 契約、工事着手

※交付決定通知を受理後に、業者と契約し工事をしてください。
先に工事をした場合は、補助金の対象になりません。

※契約日は交付決定通知以降の日付、契約者名は申請者と同じ。

※見積額と最終契約額が異なる場合は、担当まで連絡をお願いします。

※工事施工者が補助金を代理受領することができます。この場合、申請者が事前に用意する費用負担が軽減されます。

6. 工事費支払い

7. 完了報告書、 補助金交付請求書提出

提出書類

- 中津市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（様式第6号の2）
- 工事実施の内容を示す平面図等の図面
- 工事完了時見積書の写し
- 領収書の写し
- 工事写真（着工前、施工中、完了）
- 補強設計の診断表の写し
- 中津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第8号の2）

※耐震診断完了後30日以内か、2月末までの早い日までに提出してください。
間に合わない場合は、補助金が払えません。

8. 補助金を口座振込

【問合せ先】

〒871-8501 大分県中津市豊田町1 4番地3
中津市役所 建設部 建築指導課
電話 0979-62-9029（直通）